

四日市市告示第 499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の原案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

令和2年10月21日

四日市市長 森 智広

1. 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画高度利用地区の変更
2. 都市計画を定めようとする土地の位置及び区域  
位置及び区域：都市計画図書において表示する
3. 縦覧場所  
四日市市諏訪町1番5号  
四日市市 都市整備部 都市計画課
4. 縦覧期間  
自 令和2年10月21日  
至 令和2年11月 4日  
（土・日曜日、祝日を除く）
5. 意見書の提出について  
当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は所定の書式に基づき令和2年11月4日までに四日市市諏訪町1番5号 四日市市都市整備部都市計画課へ提出してください。

（都市整備部都市計画課）